サステナビリティ報告書等審査・登録制度（案）に
関する意見の募集の実施結果について

平成 20 年 2 月 1 日

有限責任中間法人
サステナビリティ情報審査協会

１．意見募集の概要

（１）意見募集の周知方法

- 当協会ホームページ上に掲載
- すでに審査・登録制度に参加している企業への告知
- 環境 NGO・NPO のメーリングリストを通しての告知
- 求めに応じた資料配布

（２）意見募集期間

平成 19 年 12 月 19 日（水）から平成 20 年 1 月 18 日（金）まで

（３）意見提出方法

FAX または電子メール

（４）意見提出先

有限責任中間法人　サステナビリティ情報審査協会　事務局

２．意見募集の結果

（１）総数

３通（８件）

制度関係　　　４通

付与基準関係　４通

（２）意見の概要及び意見に対する当協会の対応の考え方について

別紙のとおり。

（別紙）

No.	該当箇所	ご意見の概要	対応と考え方
1	審査･登録制度全体について	○審査主体は独立した立場にあるのかどうか、不明である。	当協会に登録されている審査機関は、すべて当協会の独立性を含む倫理に関する規定を遵守することとされております。 さらに、当協会では審査機関の確保等に関して、毎年品質管理レビューを実施しており、審査登録制度の公正な運用に努めております。 今後、厳格な運用に努めてまいります。
2		○登録マークの付与が、信頼性を完全に担保しているものとの誤解を招くのではないか。	あらゆる審査業務には、理論上な限界があるため、完全な信頼性を担保するものではないと考えております。 そのため、当協会では、ご指摘のような期待ギャップが生じないように、審査人の研修、審査機関の品質管理レビュー、対外的な広報活動等に努めてきたところでございます。 今後も、引き続き普及啓発活動に努めてまいります。
3		○審査業務とは、データのプロセスのチェックを行う業務であるかどうか、不明瞭だが、ほとんどの企業でプログラム化されており問題とならないのではないか。	当協会の審査業務はデータ収集プロセスを評価した上で、付与基準で定めた項目についてのパフォーマンスを審査対象としております。
4		○審査結果について、いわゆる合理的審査(積極的意見表明)と、限定的審査業務（消極的意見表明）とで同じマークが付与されることは、マーク制度として不十分ではないか。	本審査登録制度が運用されて間もなく、合理的審査業務の実務事例が非常に少ないことなどより、可能な限り制度の単純化に努め、わかりやすさに配慮したものでございます。 たたし、将来実務において、合理的審査業務が多数実施されるようになった場合には、マークの種類について再度検討させていただきたいと考えております。
5	付与基準 全体について	○あいまいさのある表現になっており、信頼性を十分に達成できないではないか。より詳細な条件を設定すべきである。	サステナビリティ報告書に記載すべき項目や範囲について、ある程度の社会的な合意形成がなされているものの、いまだ発展途上にあると考えております。 そのため本付与基準においては、最低限必要と判断したものを抽出し、本付与基準を毎年見直ししていくことで社会情勢の変化に対応してまいりたいと考えております。
6	付与基準 付則について	○「付則」が運用上の作成基準になるが、要件がゆるすぎるのではないか。	サステナビリティ報告書に記載すべき項目や範囲について、ある程度の社会的な合意形成がなされているものの、いまだ発展途上にあると考えております。 そのため本付与基準においては、最低限必要と判断したものを抽出し、「付則」を含めた本付与基準を毎年見直ししていくことで社会情勢の変化に対応してまいりたいと考えております。
7	付与基準 社会面について	○社会的側面についても定量的な情報をきさいすべきである。たとえば正社員の従業員数の推移や、男女比、障害者雇用比率、賃金格差、非正規雇用の増減などが考えられる。	サステナビリティ報告書に記載すべき項目や範囲について、ある程度の社会的な合意形成がなされているものの、いまだ発展途上にあると考えております。 そのため本付与基準においては、最低限必要と判断したものを抽出し、社会面を含めた本付与基準を毎年見直ししていくことで社会情勢の変化に対応してまいりたいと考えております。
8	付与基準 その他について	○記載すべき項目内容の「その他の重要なサステナビリティ情報」の記載が必須とされていない。 しかし、「その他サステナビリティ情報」についてもを必ず記載すべきで、「基本情報」において、最も重要な環境面、社会面の課題に関する企業自身の分析を記載させるべきである。	付与基準は、審査・登録マークの付与の可否に関する基準を明確するものであって、サステナビリティ報告書の作成基準そのものを提供することを目的としておりません。 そのため、付与基準として明確化できる事項に限界があるものの、今後も継続的な改善を図ってまいりたいと考えております。